

「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正について

資料5

考え方、解除の方法等

- 電気通信事業者が**正当な理由なくSIMロックの解除に応じないこと**により、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときには、**電気通信事業法に基づく業務改善命令の対象**になることを明示。
- SIMロック解除の対象となる端末は、汎用的に**通話やデータ通信を行うための端末**（いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルーター及びUSBモデム）。
- SIMロック解除の手続は、可能な場合は**インターネット経由や電話による手続**を行うなど、迅速かつ容易な方法によって、**無料で行うことが原則**※。

※ ただし、端末の割賦代金の不払いや短期での転売等を防止するため、最低限必要な期間SIMロック解除に応じない等の措置を講じることは可能。

事業者は、SIMロック解除の対象となる端末や手続を定めた**運用方針を予め定め公表**。

留意すべき事項

事業者が留意すべき事項として、①**利用者に説明すべき事項及びその方法**、②**SIMロック解除端末に関する利用者の問合せ窓口等の明確化**、③**技術基準適合性の確認等**について規定。

ガイドラインの適用等

- ガイドラインはパブリックコメントの手続を（平成26年11月1日～12月1日）経て**年内に改正し、来年5月1日以降新たに発売される端末に適用**。
- 総務省は、ガイドラインの適用後の状況を踏まえ、必要に応じガイドラインを見直すとともに、**所要の対応を実施**。